

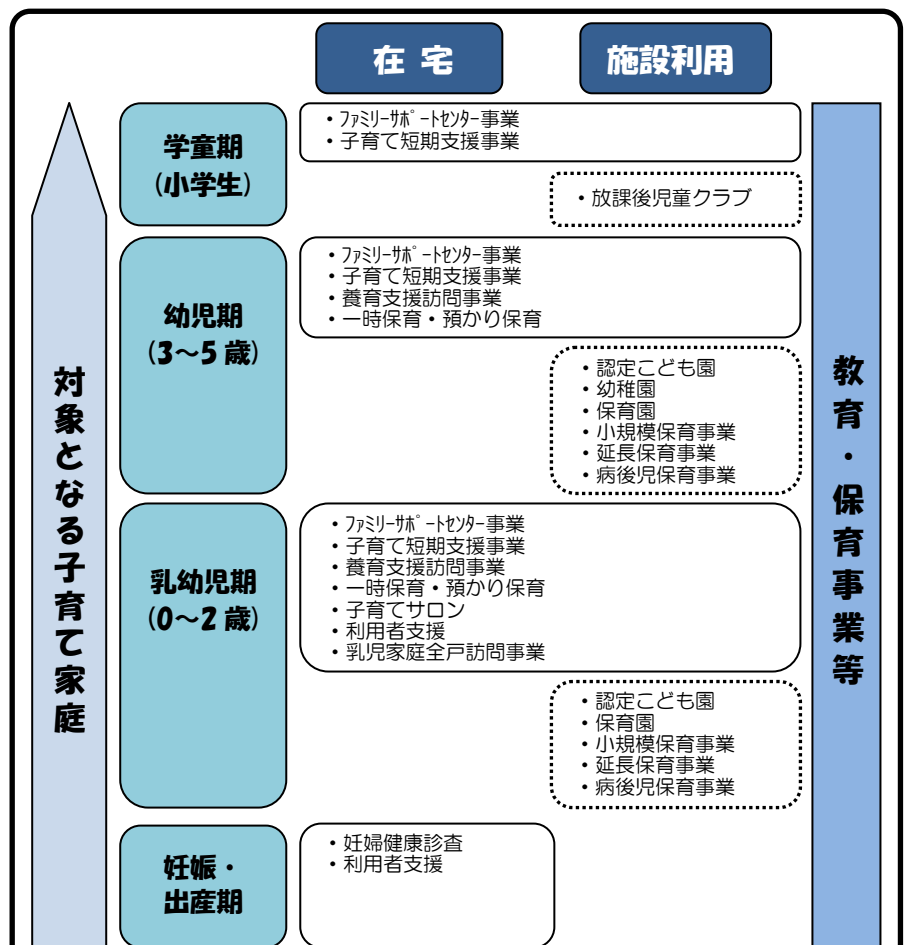
教育・保育事業等の「量の見込み」に関する全体像

I 教育・保育施設、地域型保育事業において対象となる子ども

	1号認定子ども (3~5歳 教育のみ)	2号認定子ども (3~5歳 保育必要性あり)	3号認定子ども (0~2歳 保育必要性あり)
幼稚園	①: 1号認定		
認定こども園	②-1: 2号認定 (学校教育希望が強い家庭)	②-1: 2号認定 (学校教育希望が強い家庭)	③-1: 3号認定 (0歳)
保育園		②-2: 2号認定	③-2: 3号認定 (1・2歳)
その他(小規模保育事業等)			
人口 (H26.4.1 現在)	3,173人		3,044人

II 地域子ども・子育て支援事業

新制度の事業名	本市の事業名
利用者支援	新規
地域子育て支援拠点事業	・子育てサロン ・幼稚園子育て支援事業
妊婦健康診査	・妊婦健康診査
乳児家庭全戸訪問事業	・乳児家庭全戸訪問事業
養育支援訪問事業	・養育支援訪問事業
子育て短期支援事業	・子育て短期支援事業
ファミリー・サポート・センター事業	・ファミリー・サポート・センター事業
一時預かり事業	・一時保育 (保育園) ・預かり保育 (幼稚園)
延長保育事業	・延長保育事業
病児・病後児保育事業	・病後児保育事業
放課後児童健全育成事業	・放課後児童クラブ
実費徴収に係る補足給付事業	新規 ※「量の見込み」算出対象外
多様な主体の参入促進事業	新規 ※「量の見込み」算出対象外



【 地域子ども・子育て支援事業の利用イメージ 】

